



N L C エ コ 日軽物流株式会社

● N L C エ コは環境負荷の低減と環境汚染の防止

トラック運送事業は、貨物輸送を通じて産業・経済活動や国民生活全般に大きな役割を果たしており、社会生活には必要不可欠な存在になっています。

一方、トラックの走行に伴う大気汚染や騒音の問題は、依然深刻な状態が続いています。

こうした背景から当社は、営利性の追求と同時に環境保全を企業の社会的責任としてとらえ、事業活動における環境負荷の削減を図るべくグリーン経営を基本とした当社独自の環境保全活動「N L C エ コ」を進めています。

● N L C エ コ社内認定制度

当社事業所が環境保全活動を自主的に進めていく為の手順を作成し、N L C エ コ認証項目全てに適合した事業所を、環境保全取組み事業所として社内認定します。

認定期間は3年とする。

認定の更新は、認定日から3年経過する事業所に対し更新審査(実地審査)を行います。

認定期間内は、1年に1回の定期審査(実地又は書類審査)を行います。

※ 更新時の認定期間の起算日は、認定期間終了日の翌日とします。

● N L C エ コの進め方

1. 当社事業所の環境保全活動への取組み状況の把握 (チェックリストの活用)

- ・チェックリストに記載されている事項は、事業者として目指すべき取組みを示してあります。チェックすることで当社事業所の環境保全活動への取組み状況を把握します。

2. 取組みの改善策の検討

- ・チェックリスト結果に基づき、取組み状況を評価します。
- ・評価結果をもとに、環境保全活動の効果が上がるような取組の改善策などを検討します。

3. 行動計画の作成

- ・現状の取組み状況の評価結果や検討した改善策を踏まえ、今後の目標や目標達成に向けた具体的な取組み内容などを盛り込んだ行動計画を作成します。

4. 計画に基づく取組みの推進

- ・行動計画に従って、具体的な取組みを行います。
- ・取組み状況を定期的に記録します。

● N L C エコ推進項目と取組みのポイント

推 進 項 目		取組みのポイント
大 項 目	各 項 目	
環境保全のための仕組み・体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・環境方針 ・環境行動計画の作成 ・推進体制 ・従業員に対する環境教育 	<p>環境方針を示したうえで、取組みのための責任者や推進事項等を明確にした環境行動計画を作成し、従業員に環境教育を行う。</p>
エコドライブの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・燃費に関する定量的な目標の設定等 ・エコドライブ推進手段等の整備 	<p>燃費の改善によるコスト削減や環境負荷の低減を図るために、各車ごとに燃費の目標を設定し、設定した目標を達成するよう、責任者が指導・教育を行う。</p> <p>エコドライブの効果が期待できる装置や機器の導入の検討を行う。</p>
自動車の点検・整備	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・整備のための実施体制 ・車両の状態に基づく適切な点検・整備 ・法定点検に加えて、厳しい使われ方等も考慮した独自の基準による点検・整備の実施 ・排出ガス減少装置関連 	<p>車両の点検・整備を計画的に行うと共に、日頃から車両の状態の把握を行い、必要な点検・整備を行う。</p> <p>法令等で規定された点検・整備の他に、事業所として車両の使用状況を考慮した独自の点検・整備基準（走行距離、点検期間等）を設定して整備を行う。</p>
廃棄物の排出抑制、適正処理及びリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正な管理 ・産業廃棄物保管基準の遵守 ・関連書類の管理 ・従業員に対する廃棄物に関する教育 	<p>廃棄物の保管管理が必要な場合については、法律等に定めによる方法で保管管理を行う。他に委託して処理やリサイクルを行う場合は、適正に実施している業者に委託を行う。また、必要なマニフェストの保管管理を適正に行う。</p> <p>廃棄物の適正処理について、定期的に教育を行う。</p>
管理部門（事務所）における環境保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・管理部門（事務所）における環境保全 	<p>消耗品については、エコマーク製品等を優先的に購入し、不要な照明の消灯や空調機器を適切な温度設定にするなどの節電やコピー等に使用する紙の削減に努め、事務所から排出されるごみの分別回収への協力を行う。また、浄化槽（下水道）に対する適切な維持管理を行う。</p>
環境に関する法規制への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・フロン排出抑制法及び消防法（防火条例）への適正な対応 	<p>保有する第一種特定製品ごとに法令で規定された定期点検・簡易点検の実施と実施状況について記録し、記録の保存を行う。</p> <p>倉庫等へ保管（貯蔵）している指定可燃物の量が条例等の規制により消防への届出の対象となった場合は、速やかに手続きを行う。</p>

<p>環境トラブルへの対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・油脂類漏えい防止キット等の保管状況 ・環境トラブルに発展する恐れのある製品への対応 	<p>油脂類漏えい防止キットを営業所及び保有する輸送車両へ保管する。また、保管している油脂類漏えい防止キットの使い方について従業員へ教育を行う。</p> <p>輸送を委託されている製品や倉庫等へ保管している製品の SDS を確認して、漏えいした場合の環境への影響や漏えいした場合の措置について確認し、必要な事項を従業員へ教育を行う。</p>
-------------------	---	--

制定日 平成 27 年 3 月 23 日

改訂日 令和 3 年 4 月 1 日